

1 名勝指定範囲内における現状変更等の実態の検証

名勝指定範囲内における現状変更にあたっては、文化財保護法 125 条に基づいて、文化庁長官の許可を得なければならない^{*}。保存管理計画の策定に当たっては、現状変更等の取扱方針及び取扱基準を定める必要がある。そのためには、名勝円山公園における「現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為」の具体事例を、過去の経緯を踏まえて事前に把握しておくことが求められる。そこで本項は、関係する法律を踏まえ、現状変更行為の実態を検証することにより、現状変更等の取扱方針及び取扱基準の基礎資料とするものである。

※文化財保護法 125 条

史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない。

1-1 現状変更等に関する法又は省令等

名勝の保護にあたっては、文化財保護 125 条以外にも法又は省令等が定められている。ここでは、保存管理計画に直接関係すると考えられる法又は省令等の要約を列挙し、概説する。なお、法又は省令等の本文は参考資料として別添する。

(1) 記念物の指定地域における標識等の設置基準の概要

記念物の指定地域内において標識を設置する場合は、石造とし、特別の事情がある時は、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもって設置することを妨げられない。

説明板の設置にあたっては、平易な表現を用いて記載するものとし、地域の定めがないなどの場合以外は、指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。

標柱及び注意札は、特に必要があるときは、当該の場所若しくは物件を表示する標柱又は物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする、

境界標は、石造又はコンクリート造とする。

以上に定められるもの以外の、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所等の必要事項は、記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則 第 1 条～第 6 条)

(2) 記念物の滅失、き損等の届出の概要

記念物の全部又は一部が滅失、き損、若しくは衰亡、亡失した場合は、所有者もしくは管理責任者、管理団体の者は、その事実を知った日から 10 日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(文化財保護法第 118 条、第 120 条及び第 172 条第 5 項で重用する法 33 条の規定、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届け出書等に関する規則第 6 条)

(3) 復旧の届け出の概要

記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の 30 日前までに、現状変更許可を受けなければならない場合等を除いて、文化庁長官に届け出なければならない。

(文化財保護法第 127 条,
特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧に関する届け出書等に関する規則)

(4) 維持の措置の範囲の概要

記念物において、その価値に影響を及ぼすことなく現状に復するとき、又は衰亡している場合にき損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき、その一部がき損又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するときは、現状変更について許可を受けることを要しない場合に当たる。

(特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等に関する規則)

(5) 現状変更の許可に関する文化庁長官の権限に属する事務の権限移譲の概要

法 125 条の規定による現状変更の一部については、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。その内容は、条件付きで、工作物の設置、改修若しくは除却、道路の舗装もしくは修繕、埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修、木竹の伐採等である。

(※文化財保護法第 184 条, ※※文化財保護法施行令第 5 条)

※文化財保護法第 184 条

次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

二 第 43 条又は第 125 条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）

※※文化財保護法施行令第 5 条（第 1～3 項省略）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからトまで及びりに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあっては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからへまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第 125 条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が 120 平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で 3 月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却

ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除却にあつては、建築の日から 50 年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が 150 ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の第 1 種低層住居専用地域又は第 2 種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第 115 条第 1 項（法第 120 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修

ヘ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

ト 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への

標識若しくは発信機の装着

チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

リ 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会（当該計画が町村の区域を対象とする場合に限り。）又は市の教育委員会（当該計画が市の区域を対象とする場合に限り。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

1-2 記念物内における行為と申請・届出の手続きとの相互関係

記念物の指定範囲内で行われる行為は、多様である。現状変更とは、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等に関する規則」によると、記念物の価値に影響を及ぼす行為とされることから、記念物の指定範囲内で行われる行為は、必ずしも現状変更を伴う場合ばかりではない。言い換えれば、その指定範囲内で行われる行為は、現状変更と現状変更には相当しない行為に大別することができ、後者にはき損に伴う復旧行為が含まれる。そのうち手続きが必要とされるのは、現状変更行為とき損に伴う復旧行為であり、双方は、前者が申請許可制であるのに対し、後者が届出制という点で、手続きにかかる事前協議から実施までに要する期間が大きく異なる。また、現状変更行為のうち軽微なものに関しては、文化庁長官から地方自治体に移譲されている権限の範囲で許可される行為もある。つまり、一言に現状変更行為といっても、大掛かりなものや軽微なものとは、許可までに必要となる手続きの期間には差が生じる。

文化財保護法第125条では、記念物の指定範囲内における現状変更行為については現状変更許可を得る必要があることのみが記載されている。現状変更の取扱いの判断は、原則として文化庁長官に委ねなければならない。そのことを前提として、「現状変更等の取扱い方針及び取扱い基準」は、記念物の指定範囲内における行為の性質を判別する指標であることが必須条件となる。したがって、その策定に当たっては、まず対象となる記念物において行われている行為を明るみに出し、現状変更とみなされる行為の条件を見定めることが求められる。

表1 申請・届出の種類の区分、根拠

行為	申請・届出の手続き	区分	根拠となる法律等
現状変更	「現状変更許可申請」	国許可	法第125条
		市許可	法第125条、法第184条、法施行令第5条
き損に伴う復旧	「き損・復旧届」	-	法第125条
維持の措置	不必要	-	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等に関する規則

1-3 名勝円山公園において現状変更を行う可能性のある行為者と行為内容

現状変更申請とき損・復旧届の必要性の判断は、法 125 条の記述に従えば、当該の記念物の価値に影響を及ぼすかどうか判断の指標となる。それは、記念物の指定範囲内で行われる行為が、その本質的価値にとって、影響があるかないかが問われているということである。しかしながら、記念物の指定範囲内で行われる行為は多様であるため、その本質的価値と個別の行為との照合をすることは困難である。

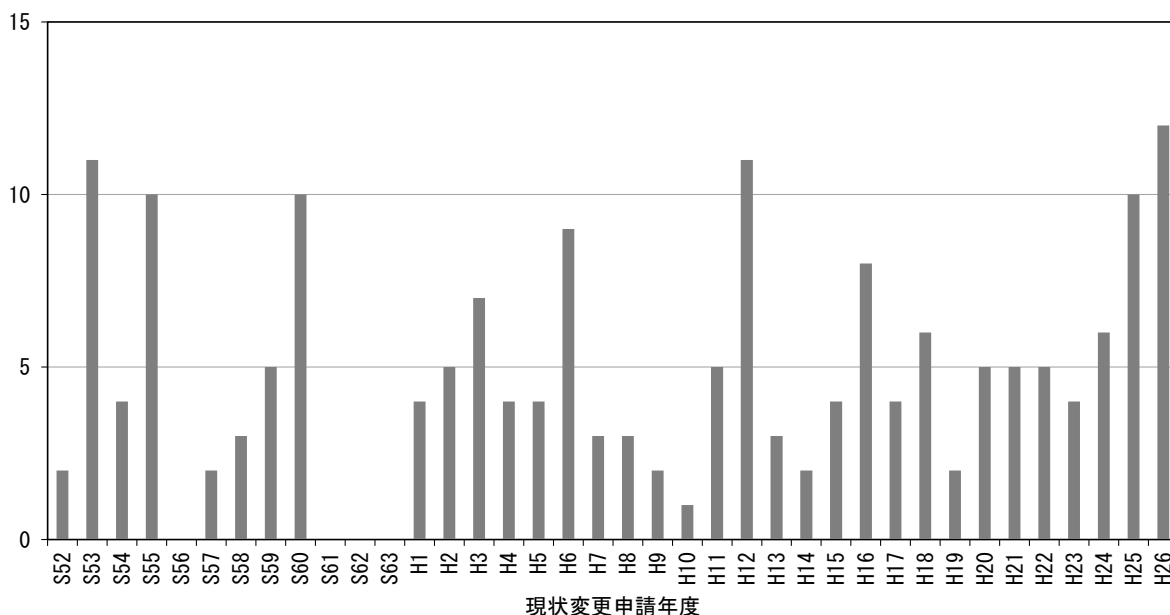
名勝円山公園については、既に第 4 章第 1 節において本質的価値の再検討を行っており、差し当たっては、その本質的価値と、その指定範囲内で行われる行為との相互関係を照合することが求められる。名勝円山公園の指定は、昭和 6 年（1931）であり、これまでに連綿とした保存管理が行われ続けているため、従来行われてきた現状変更の取扱を前提とする必要がある。

そこで本項では、京都市文化市民局文化財保護課に保存されている昭和 52 年度（1977）から平成 26 年度（2014）までの名勝円山公園における現状変更申請書の内容を根拠として、名勝円山公園において現状変更とみなされる行為を解明すると同時に、現状変更には相当しない行為の顕在化を行う。

（1）現状変更申請の内容にみる現状変更の行為者と行為

昭和 52 年度（1977）から平成 26 年度（2014）までの 33 箇年における名勝円山公園における現状変更申請書を調査したところ、その申請件数は 181 件であった。年間の平均申請件数は、5.48 件であるが、申請の受付が確認できない時期（昭和 56 年度（1981）、昭和 61 年度（1986）～昭和 63 年度（1988））や項目の内容からみて、何らかの事情で申請がなされていない場合があるとみられる。よって、実際の現状変更件数は上記の件数以上であると思われる（図 1）。

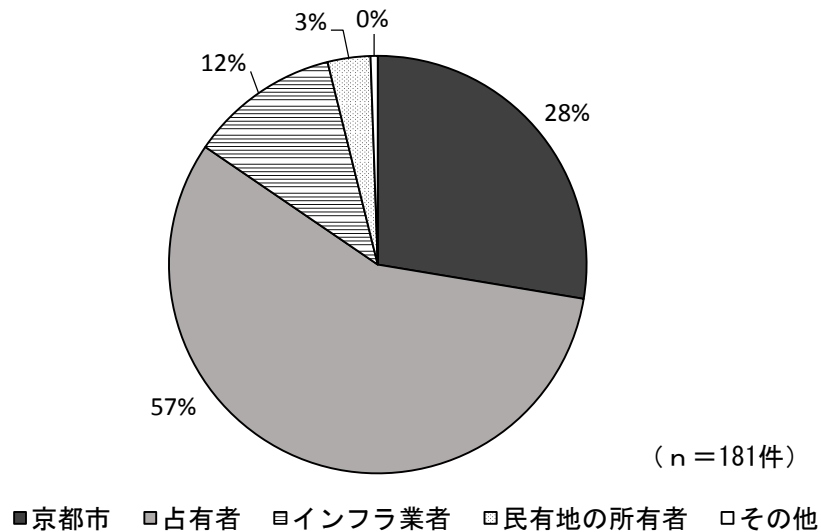
現状変更申請件数（単位：件）



出典：京都市資料より作成

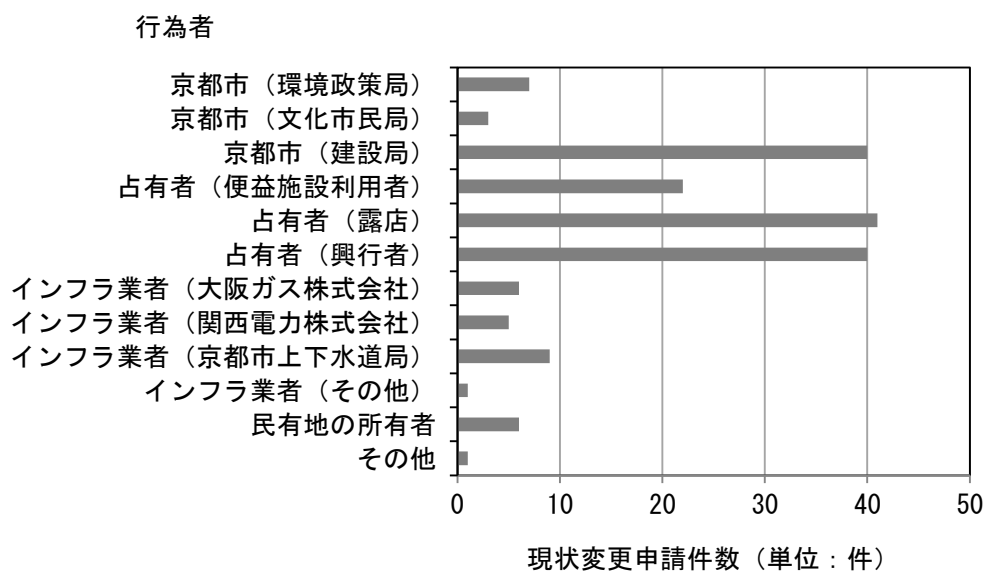
図 1 現状変更申請件数の推移（昭和 52 年度（1977）～平成 26 年度（2014））

名勝円山公園における現状変更の行為者は、現状変更申請における申請者の記載内容に基づく
と、同公園を所管する京都市、同地を占有する占有者（以下「占有者」という。）、公共インフラ
施設に関する業者（以下「インフラ業者」という。）、民有地の所有者に大別することができる。
さらに、それらの行為者は、京都市：環境政策局・文化市民局・建設局、占有者：便益施設利用
者・露店・興行者、インフラ業者：大阪ガス株式会社、関西電力株式会社、京都市上下水道局な
どに細分される。行為者の類型別の現状変更申請の割合を示したものが図 2、行為者それぞれの
申請数を比較したものが図 3 である。それら行為者による行為については表 2～表 5 のとおりで
ある。



出典：京都市資料より作成

図 2 行為者別の現状変更申請件数の割合（昭和 52 年度（1977）～平成 26 年度（2014））



出典：京都市資料より作成

図 3 行為者別の現状変更申請件数（昭和 52 年度（1977）～平成 26 年度（2014））

表 2 名勝円山公園指定範囲内の公有地における現状変更行為（京都市）

所管部局名称	行 為	区域区分	備 考
環境政策局	公衆便所配管工事	全域	(S53)
	公衆便所の改築, 建替		(S54, 59, H1, 7, 9, 18)
文化市民局 (文化芸術企画課)	音楽堂の客席及び出入口整備	音楽堂 周辺	(H2)
	音楽堂の屋根葺き替え		(H23)
	音楽堂出入口への表示板の設置		(H26)
建設局 (みどり政策推進室) (南部みどり事務所)	案内板・注意板等の設置	全域	(S53, H12)
	建物増改築		(S53, 60, H12, 13, 21)
	四阿の建替		(S53, H6)
	耐震性貯水槽の設置		(S53)
	園路の整備		(S53, 55, H16)
	側溝・暗渠等排水施設の整備		(S53, 55, H11, 12, 13, 22)
	照明灯の新設・建替		(S53, H13, 15, 16)
	階段の補修		(S53, H16)
	給水管の新設・敷設替		(S55)
	植栽管理施設（給水管）の設置		(S55)
	四阿の新築		(S57)
	園池等整備		(S58)
	時計塔設置		(S60)
	舗装の敷設替		(H3)
	塀及び門の撤去・改修		(H12)
	照明灯・埋設電線の取り替え		(H12)
	車止め交換		(H12)
	フェンスの設置		(H12, H16)
	藤棚の建替		(H12)
	ゴミ集積場の集積場除却		(H12)
	危険木の伐採		(H16)
	電柱類の地中化工事		(H17)
	埋設管の改修		(H21)
公園管理事務所内における土留め	(H22)		

出典：京都市資料より作成

表 3 名勝円山公園指定範囲内の公有地における現状変更行為（インフラ業者）

インフラ業者名称	行 為	区域区分	備 考
大阪ガス株式会社	既設ガス管の新設, 布設替	全域	(H11, 18, 26)
	ガス低圧管の撤去		(H20)
	ガス管の修繕用機械の出入用開口部の掘削		(H25)
関西電力株式会社	電路入替	全域	(H11)
	配電機器の取替・設置		(H25)
	電柱の建替		(H25)
	電柱支線の新設		(H25)
	電柱の新設		(H26)
京都市上下水道局	上下水道施設の修理, 取り替え	全域	(H2, 3, 6, 24)
	上水道の新設		(H4, 17)
	マンホールの改修		(H24)
株式会社 NTT ドコモ	携帯電話設備の設置		(H22)

出典：京都市資料より作成

表 4 名勝円山公園指定範囲内の公有地における現状変更行為（占有者）

占有者名称	行 為	区域区分	備 考
便益施設利用者	店舗等の建物の増築・改築・建替	便益施設等	(S54, 58, 59, 60, H2, 3, 4, 5, 8, 25)
	売店仮設		(S55)
	防火水槽埋設		(S55)
	建物撤去		(S60)
	便益施設の仮設		(H1)
	腰掛待合の新設		(H24)
	店舗玄関の土間改修		(H25)
	建物の新築		(H25)
	井戸の新設		(H26)
	舗装の改修		(H26)
露店	仮設売店の設置	祇園枝垂桜周辺他	毎年
興行者	都をどり雪洞設置	全域	毎年
	芸術祭典に伴う芸術作品の仮設		(H3)
	舞台等工作物の設置		(H14, 15)
	京都・花灯路事業実施に伴う仮設物の設置		毎年
	行催事に伴う照明施設の設置		(H24)

出典：京都市資料より作成

表 5 名勝円山公園指定範囲内の民有地における現状変更行為（民有地の所有者）

民有地の所有者名称	行 為	区域区分	備 考
安養寺	建物改築	圓山山麓	(S53)
長楽寺	建物改築		(H4)
	石垣修理		(H6)

出典：京都市資料より作成

現状変更申請の実態に基づいて、行為者の申請件数と行為内容を分析すると、以下のことが明らかとなる。

現状変更申請の申請状況に基づくと、際だって申請数が多いのは、京都市建設局と占有者のうち露店並びに興行者である。それらの現状変更内容をみると、京都市建設局が主に公園施設を対象として多様かつ複雑な行為を断続的に行っているのに対して、露店並びに興行者は、基本的に毎年の仮設工作物を設置している。双方は、申請件数では近似しているが、京都市建設局の行為が名勝の土地、工作物の形態に直接手を加えているのに対して、露店並びに興行者による期限を区切った仮設工作物の設置は、毎年ではあるが、短期間に風致景観へ影響を及ぼしているに過ぎない。

関連して、京都市環境政策局が所管する公衆便所や、円山音楽堂を所管する同文化市民局の現状変更行為は、頻度は少ないが、同建設局と同様、名勝の土地、工作物の形態に直接手を加えている。一方、占有者のうち便益施設利用者による現状変更は、建物やその周りの改修を中心としており、これも名勝の土地、工作物の形態に関与している。

次にインフラ業者による現状変更は、申請が出されている期間とそうではない期間との頻度に大きな開きがあることから、実際は電気、ガス、上下水道ともに数年ごとに一定数の現状変更行為が行われてきた可能性がある。仮にそうであれば、現状変更の件数は、京都市と占有者に近づ

く可能性がある。現状変更の内容としては、既設の施設の更新を中心として、頻度は少ないものの新設も行われている。それぞれ名勝の土地、工作物の形態に直接手を加えているが、行為単体でみれば名勝の風致景観に与える影響は多大ではない。また、件数は少ないが、近年携帯電話の施設設置が行われていることは注目に値する。

これまで名勝円山公園指定範囲内の公有地における現状変更について言及してきた。最後に民有地における現状変更について触れると、安養寺と長楽寺でそれぞれ建物の改築等が行われていることが分かる。境内における現状変更は、その施設の性質上それほど多くないとみられるが、実態を把握していない。

(2) 名勝円山公園で実施されている行為

これまで現状変更申請に基づいて、名勝円山公園指定範囲内において行われてきた行為を解明してきたが、それが名勝円山公園において行われている行為の一部であることは言うまでもない。そこで、平成26年(2014)4月から12月までの「京都新聞」に掲載された名勝円山公園の記事を調べ、同地で行われている行為の実態を調べたところ、以下のことが明らかとなった。

京都新聞に掲載された記事によると、名勝円山公園で行われている行為は、おおむね集会、イベント開催、花見、植樹に集約される。そのうちイベント開催の件数が群を抜いて多く、集会が続く。イベントや集会の内容は多様であり、集合場所としての名勝円山公園の求心力の一端が知られるものの、行為としては公園施設をそのまま利用しているに過ぎない。言い換えれば、公園として利用する範囲では、名勝の土地、工作物の形態に影響を及ぼす行為はないと見なされる。

表 6 名勝円山公園に関する「京都新聞」掲載記事一覧(平成26年(2014)1月～11月)

No.	掲載日	類型	掲載記事の主な内容
1	2014/1/15	イベント開催	社告 第574回 みんな歩こうファミリー万歩
2	2014/1/19	集会	沖縄・京丹後の米軍基地に反対京都市内でデモ
3	2014/1/31	イベント開催	ギャラリー・ミュージアム 画廊
4	2014/2/8	イベント開催	ギャラリー 美術との関係性 忠実に問い直す未来の途中展
5	2014/2/15	イベント開催	文化観光 私の好きなきときどき嫌いな京都 ジャズイベント
6	2014/2/15	植樹	サクラ植樹
7	2014/3/7	集会	バイバイ原発 多彩に催し 講演やアイドルステージ
8	2014/3/9	集会	バイバイ原発 再稼働反対 円山公園一帯に2500人集う
9	2014/3/11	イベント開催	ミュージシャンら 復興支援へコンサート 16日に円山公園音楽堂
10	2014/3/13	イベント開催	花灯路や水族館巡る あすからラリー
11	2014/3/14	イベント開催	京の観光、産業 アイドルなど8組が音楽でPR
12	2014/3/17	イベント開催	京日記 震災復興支援チャリティーコンサート東山
13	2014/3/20	イベント開催	キツネの嫁入り 妖しい魅力 東山花灯路の巡行
14	2014/3/23	イベント開催	ご当地アイドルがライブ 円山公園音楽堂 8組、歌声響かせ
15	2014/3/29	花見	ブルーシート全面禁止 京都市円山公園の花見 ゴザを貸し出し
16	2014/4/4	イベント開催	京の季節 変遷みずみずしく 絵画展

17	2014/4/7	集会	秘密法反対 4カ国語訴え 成立4カ月, 京で街頭活動
18	2014/4/29	イベント開催	名園は時を超えて第6回岡山・京都文化フォーラム「京の庭・植治の庭」
19	2014/4/30	イベント開催	大道芸人による公演
20	2014/5/2	集会	集団的自衛権や憲法9条考える 京で集会
21	2014/5/3	集会	京滋市民 憲法語ろう
22	2014/5/4	集会	改憲賛否 各地で熱く 憲法記念日 京でも集会
23	2014/5/8	イベント開催	イベントガイド 野外公演で「駿馬」東山「奥の細道」読み解く下京
24	2014/5/16	イベント開催	キャンドル手に エイズ理解訴え 京でパレード
25	2014/5/19	寄付受納	京日記 新しいシンボル時計塔披露
26	2014/5/21	イベント開催	自然環境の大切さ 音楽通し考えよう ライブやトーク東山で25日
27	2014/5/22	イベント開催	同窓会日より 安詳小・昭和38年度卒 卒業50周年を記念
28	2014/6/2	イベント開催	働く高校生 14人に奨学金 東山で給付式
29	2014/6/12	集会	米軍基地に反対 集会とパレード 東山で15日
30	2014/6/12	イベント開催	イベントガイド 原爆マンガを読む
31	2014/6/14	円山の活用	京を借景婚礼施設 観光追い風 環境生かす
32	2014/6/16	集会	米レーダー建設中止を京で集会 400人が連携確認
33	2014/6/21	イベント開催	ギャラリー 幻想的な映像世界
34	2014/7/14	イベント開催	旧交歓談 寺田小学校清水小学校川西小学校嵯峨中学校
35	2014/7/15	イベント開催	2014 祇園祭露店回り防火指導宵山入りで東山消防署消火器準備など
36	2014/8/9	イベント開催	ギャラリー 個人作家展示
37	2014/8/24	集会	辺野古に基地移設反対京で市民ら緊急デモ
38	2014/9/21	イベント開催	交通安全 多彩に訴え 園児や舞妓ら 京都市内各地
39	2014/9/25	イベント開催	「文化祭典」閉幕華やかに東山で27, 28日舞台発表や名産品展示
40	2014/10/10	イベント開催	イベントガイド おねの生き方学ぶ中京多世代で交流しよう左京
41	2014/10/18	集会	年金減額に「反対」京でデモ行進
42	2014/11/4	イベント開催	ギャラリー 個人作家展示
43	2014/11/6	集会	反戦平和訴え東山で憲法集会
44	2014/11/6	イベント開催	イベントガイド札の森コンサート左京京の農林秋まつり西京
45	2014/11/7	イベント開催	イベントガイド秋の念仏コンサート in 誓願寺 中京龍馬よさこい
46	2014/11/24	イベント開催	京情緒伝える曲に感謝東山で祇園小唄祭関係者ら献花

出典：京都新聞より作成

(3) 保存管理

公園の持続という点では、現状変更行為と重複するところもあるが、保存管理という視点を欠かすことができない。言い換えれば、名勝円山公園で行われている行為のうち、現状変更でも利用としても認識されない行為として、恒常的な維持管理行為、緊急的な修理行為などがあるということである。いわば保存管理という語で集約されるそれらの行為については、同じ名勝に属する文化財庭園に関する取組[※]において言及されている。文化財庭園の保存管理を参照にすれば、名勝の本質的価値の持続に伴う保存管理の行為内容は、以下の3種に大別される。

1) 恒常維持管理

毎年決まって行われる維持管理のことを示す。水撒きや除草、落ち葉掃きといった短い周期の作業と、季節ごとに行われる剪定や整枝など長い周期の作業に分類できる。また、簡易な竹垣や結界などといった工作物の取り替えは、恒常維持管理の一端とみなすことができる。

2) 緊急修理

恒常維持管理では補うことができない小規模なき損、荒廃傾向のある箇所に対する修理のことを示す。具体的には、肥大した樹木の大規模剪定や伐採、部分的な石組・園路などの修理がその対象となる。綿密に恒常維持管理を行うことができていれば、緊急修理の回数・範囲は少なく済むが、恒常維持管理の手間が省かれると緊急修理の頻度が高くなる傾向がある。

3) 定期修理

緊急修理では補うことができない、長期間蓄積して規模が膨らんだき損、荒廃を解消するための抜本的な修理のことを示す。修理の対象範囲が、指定範囲あるいは敷地範囲全域となる点で緊急修理とは区別される。

以上の保存管理の区分に準ずれば、名勝の土地、工作物の形態に影響を及ぼす行為は、緊急修理あるいは定期修理である。言い換えれば、恒常維持管理は現状変更行為とはみなされないまさに「維持の措置の範囲」の行為である。また緊急修理は、名勝の保存に影響を及ぼす行為ではあるが、基本はき損に対する復旧行為であるため、現状変更行為とは区別される。定期修理は、名勝の本質的価値の持続あるいは向上を目的とする行為であり、き損に対する復旧行為の一環とみられることもできるが、植栽樹木の生育環境の改善のための大掛かりな整枝や伐採、考古学的手法を用いた発掘調査などにより名勝の形態が変わること可能性があることから、現状変更行為としてみなされる。

※日本庭園学会関西支部編：平成21年度（2009）日本庭園学会関西研究会 資料集 第2回文化財庭園部会「文化財庭園保存管理ハンドブックの作成」、平成22年（2010）

(4) 名勝の本質的価値に影響を及ぼす行為と名勝の保存管理あるいは経常的な管理行為

以上の検証に基づけば、名勝円山公園において現状変更とみなされる行為と、現状変更には相当しない行為は、おおむね以下のように示される。

1) 現状変更行為（名勝の本質的価値に影響を及ぼす行為）

京都市の各部局，占有者，インフラ業者，民有地の所有者が主体となり，建物あるいは工作物，地下埋設物の新築（新設），増築（増設），改築（改修）又は除却（撤去），仮設，又は大規模な木竹の伐採は，現状変更とみなされる。ただし，一部の占有者が毎年行う工作物の仮設や既存の地下埋設物の改修は，軽微な現状変更とみなされる

なお，特に名勝の風致景観に大きな影響を及ぼすと想定される行為については，委員会もしくは検討会等を設け，その妥当性について協議した上で，現状変更申請の手続きを行う。

2) 現状変更には相当しない行為

日常的な公園管理の行為，名勝の保存管理あるいは経常的な管理行為は，現状変更行為とみなされない。ただし，保存管理のうち緊急修理は，程度によってき損・復旧届を必要とする行為とみなされる。

2 現状変更等の取扱方針及び取扱基準

(1) 現状変更等の取扱方針

名勝円山公園の本質的価値には、名勝公園と都市公園としての二面性があるため、その現状変更等の取扱に当たっては、双方の価値を両立して持続するよう配慮しなければならない。このため、名勝指定範囲は下記に定める現状変更等の取扱基準に基づいて保存管理を行うとともに、本計画の対象範囲に含む都市公園区域も、現状変更等の取扱基準に準じた保存管理を行うこととする。

また、名勝円山公園の本質的価値に影響を及ぼす事柄は、圓山山麓から都市部への眺望景観や、周辺地域と連携した行催事など、指定範囲外にも及ぶ。したがって、前述の利用形態の解明は、指定範囲外に行催事の行為者にまで対象を拡大して検討することが求められる。

(2) 現状変更等の取扱基準

1) 現状変更許可が必要とされる行為

京都市の各部局、占有者、インフラ業者、民有地の所有者が主体となり、建物あるいは工作物、地下埋設物の新築（新設）、増築（増設）、改築（改修）又は除却（撤去）、仮設、または大規模な木竹の伐採は、現状変更行為であるため、現状変更許可の対象となる。したがって、それぞれ行為の実施に当たっては、文化庁及び京都府との綿密な事前協議を行った上で申請を行い、現状変更許可を得る必要がある。内容によっては、軽微な現状変更等とみなされる場合があるため、許可権限に関する判断は、文化庁に委ねる必要がある。なお、危険木、枯損木、施設に支障を及ぼす樹木の伐採は、現状変更許可を必要としない。

特に名勝の風致景観に大きな影響を及ぼすと想定される行為については、委員会もしくは検討会等を設け、その妥当性について協議した上で、現状変更申請の手続きを行う。

2) 現状変更許可が必要とされる行為のうち軽微な現状変更行為

インフラ業者や一部の占有者が毎年行う工作物の仮設や既存の地下埋設物の改修等は、軽微な現状変更とみなされる。名勝円山公園においては、法第 184 条に準用する施行令第 5 条第 4 項に基づく「ハ」「ホ」「ヘ」に関して、以下のように取扱われる。なお、適用範囲は、いずれも名勝円山公園の指定範囲内に限る。

ハ 工作物の設置、改修もしくは除却又は道路の舗装若しくは修繕。ただし、改修又は除却にあつては、設置の日から 50 年を経過していないものに限り、それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。

工作物には、以下のものを含む。

- ・公園施設あるいは便益施設、民有地内の施設に付随する門、生け垣又は塀
- ・指定範囲内に設置される電柱、標識等並びにフェンス、車止め等の公園施設
- ・標識の設置は、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に従わなければならない。電柱、標識、フェンス等の色調、素材、意匠は、平成 28 年度（2016）から実施される再整備（修復）の計画において標準的な仕様を定めるなどの検討を行うものとする。

- ・公有地内の照明施設や防犯カメラなど小規模な防犯・防災機器
その設置に当たっては、事前に計画案を作成するなどの検討を行うものとする。
- ・公有地内の園路（新設は含まない）
- ・設置期間が限定される仮設売店、催事に伴う仮設工作物
その設置に当たっては、事前に意匠や形状についての標準的な仕様を定めるなどの検討を行うものとする。

ホ 埋設されている電線，ガス管，水管又は下水道管の改修
改修には，以下のものを含む。

- ・やむを得ない理由により短距離の範囲で経路を変更する場合
- ・既存の施設に新たに接続部を設ける場合

ヘ 木竹の伐採

伐採には，以下のものを含む。

- ・特に祇園林，祇園枝垂桜周辺，園池，圓山山麓において風致景観に影響を及ぼさない程度の伐採
- ・市民の森，東大谷参道，音楽堂周辺において風致景観に大きな影響を及ぼさない程度の伐採

3) 非現状変更行為

日常的な公園管理の行為，名勝の保存管理あるいは経常的な管理行為は，現状変更行為とみなされない。但し，保存管理のうち緊急修理は，程度によってき損・復旧届を必要とする行為とみなされる。

4) 現状変更等の取扱基準の留意事項

(ア) 区域別

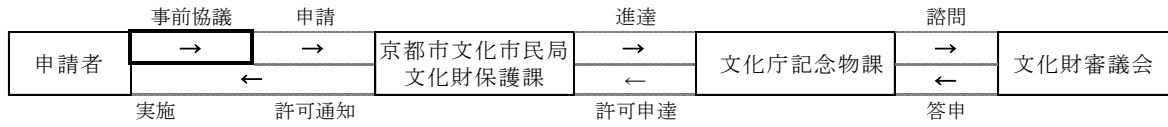
検討中

(イ) 行為者別

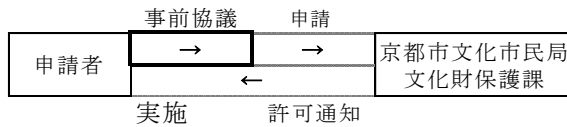
検討中

(3) 現状変更の手続きのフロー図 (例)

■文化庁長官が直接許可する現状変更

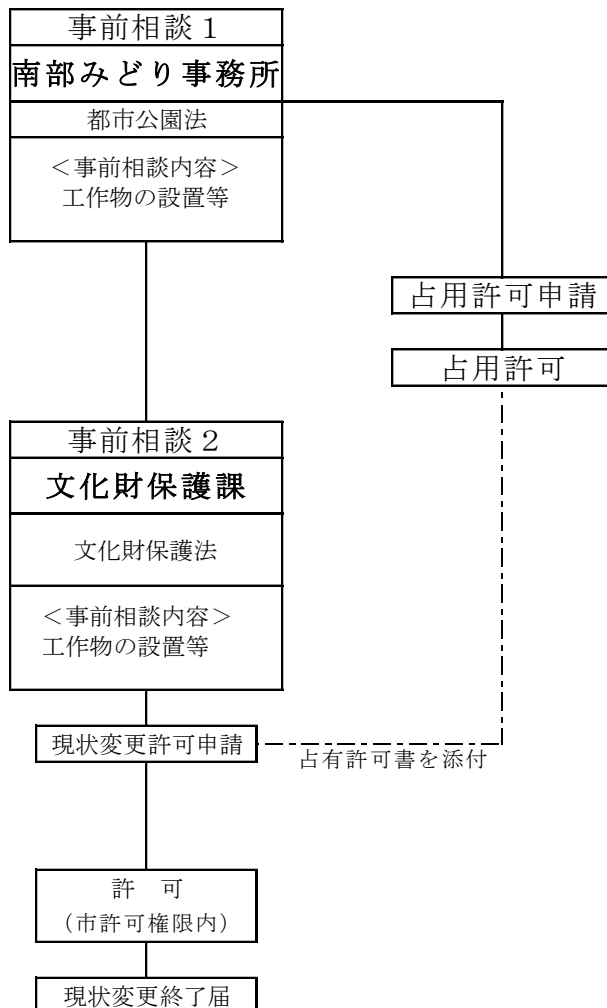


■市に許可権限に属する事務が移譲されている範囲の現状変更



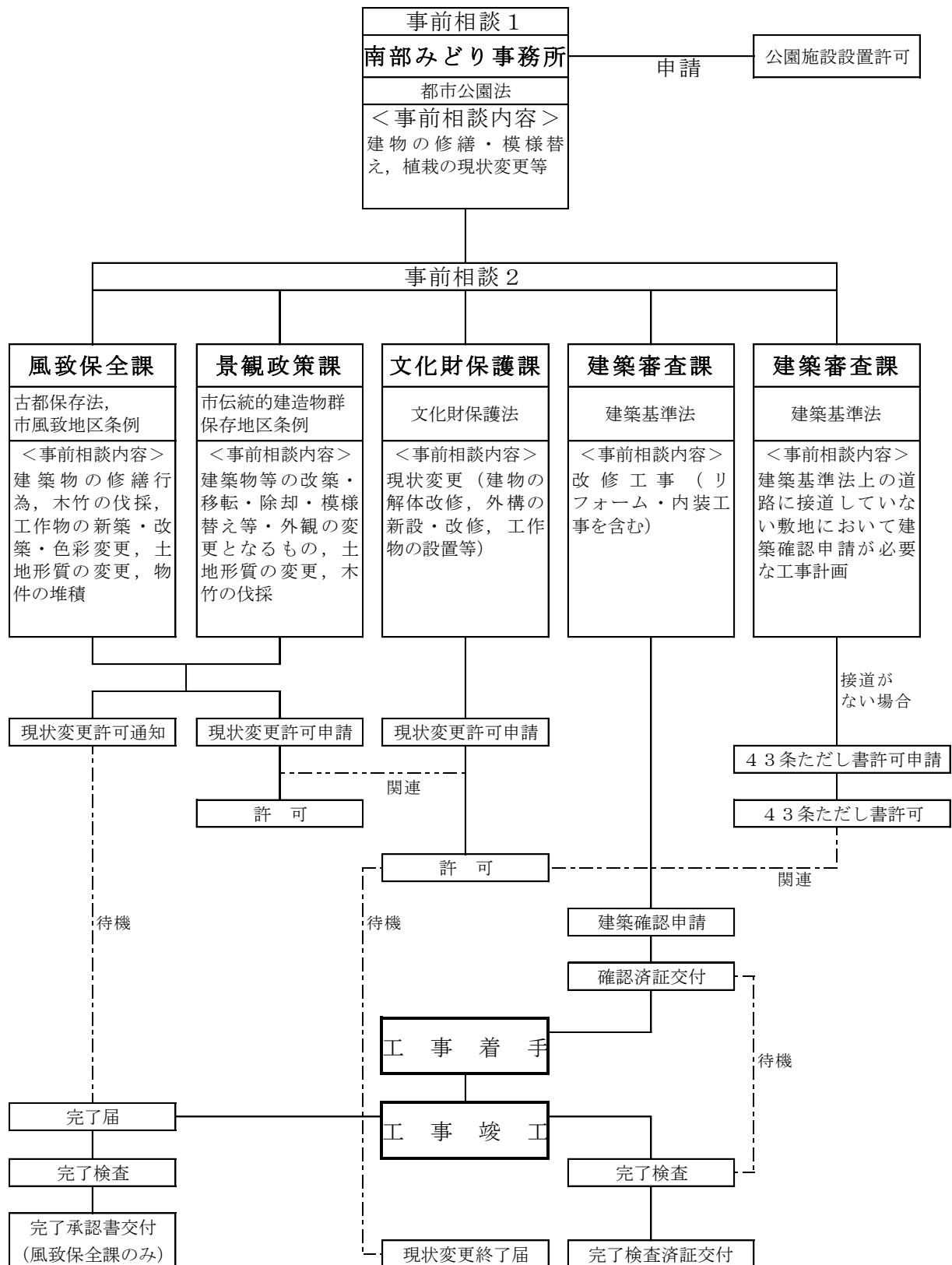
※事前協議の段階で許可に値する内容となるよう協議を行う。

図 4 現状変更申請から許可までの標準的な過程



※上記の手続きの流れは一例であり、必ずしもすべての手続きが必要であるとは限らない。
 ※※また、建築物によっては、手続きを取ることができない場合もある。

図 5 現状変更の手続きのフロー図 (占有者 (露店, 興行者))



※上記の手続きの流れは一例であり、必ずしもすべての手続きが必要であるとは限らない。
 ※※また、建築物によっては、手続きを取ることができない場合もある。

図 6 現状変更の手続きのフロー図（占有者（便益施設利用者））

3 周辺地域との保存管理における調整

(1) 周辺地域との保存管理における調整の必要性

本質的価値の一つとして再検討したとおり、名勝円山公園は、広くは八坂の一角として、狭くは六阿弥などと祇園林、高台寺と知恩院の中間地点として、東西南北の通路の役割を果たしてきた。名勝円山公園は、現在も周辺地域と空間的連続性を有しており、行催事やイベントの際だけでなく、日常的に八坂の往来の要所として賑わいを確立し続けている。

従って、名勝円山公園の保存管理において、周辺地域の管理の考え方との調整を図り、名勝円山公園の保存管理の対象範囲と周辺地域を一体的に捉え、総体として風致景観を形成していくことが重要である。

名勝円山公園の周辺地域については、本計画の直接の対象とはならないが、名勝円山公園の保存管理に係る取組の一環として、本計画と連携した周辺地域総体として管理の考え方と、周辺地域と区域の関係性を踏まえた管理の考え方を示す。

(2) 周辺地域の管理の考え方

名勝円山公園の歴史的背景や利用状況を考慮し、八坂としての本計画の対象範囲と周辺地域との空間的連続性を勘案した風致景観の形成を図るため、関係法令に基づき、調整及び協力を求める。

(3) 周辺地域と関係する区域の管理の考え方

名勝円山公園の周辺地域は、八坂として広く一般的に認知されている範囲（名勝円山公園保存管理計画の対象範囲を除く）とする。

表 7 八坂として広く一般的に認知されている範囲

八坂はもと愛宕郡八坂郷と称し北は真葛ヶ原、南は清水坂までの惣名であるが、いまはもっぱら八坂塔付近を称している。この地は桓武天皇がまだ京都へ遷都されないとき、朝鮮からわが国に来朝し帰化した八坂造一族が住んでいたところといわれる。また八坂の名はこのあたりが東山の中腹に位置し坂が多いところからかく称するともいわれる

出典：竹村俊則『新撰京都名所圖會』、白川書院、昭和 33 年（1958）、38 頁

周辺地域の土地利用、関係法令等を勘案し、周辺地域と関係する名勝円山公園の区域の関係性と、その管理の考え方を示す。

表 8 周辺地域と関係する区域の管理の考え方

周辺地域の区分	関係する区域	管理の考え方	主な関係法令
青蓮院・知恩院 周辺	圓山山麓 園池 祇園枝垂桜周辺 市民の森 便益施設	<ul style="list-style-type: none"> 八坂を象徴する歴史的・文化的資源が累積し、名勝円山公園の風致景観を形成する重要な地域であることから、地下に埋蔵される遺構も含め、所有者と協議の上、適切な管理を図る。 一帯の趣のある沿道景観や門前景観を管理するため、既存の連続感のある工作物や樹木を管理し、風致景観の向上を図る。 	歴史的風土保存区域 歴史的風土特別保存地区 青蓮院・知恩院特別修景地域 近景デザイン保全区域 埋蔵文化財（知恩院境内）等

東大路通・ 法観寺周辺	市民の森	<ul style="list-style-type: none"> 公園における繁華街に近い立地を活かしたにぎわいづくりに重要な隣接地として、地下に埋蔵される遺構の保存を前提に、所有者と協議の上、空間的な連続性や風致景観に配慮した管理を図る。 	歴史遺産型美観地区 近景デザイン保全区域 埋蔵文化財（祇園遺跡）等
八坂神社	祇園枝垂桜周辺 市民の森	<ul style="list-style-type: none"> 八坂を象徴する歴史的・文化的資源が集積し、名勝円山公園の風致景観を形成する重要な地域であることから、地下に埋蔵される遺構も含め、所有者と協議の上、適切な管理を図る。 一帯の趣のある沿道景観や、祇園林を中心とした樹林地を管理するため、既存の連続感のある工作物や樹木を管理し、風致景観の向上を図る。 祇園の夜桜など、来訪者へ快適で安全な空間を提供できるよう、所有者と連携して行催事の場の管理を図る。 	歴史的風土保存区域 歴史的風土特別保存地区 近景デザイン保全区域 埋蔵文化財（八坂神社）等
長楽館・ 東大谷参道周辺	東大谷参道 祇園枝垂桜周辺	<ul style="list-style-type: none"> 東大谷参道を中心とした一帯の趣のある沿道景観を管理するため、所有者と協議の上、既存の連続感のある工作物や樹木を管理し、風致景観の向上を図る。 	歴史的風土保存区域 産寧坂地区伝統的建造物群保存地区 円山特別修景地域 近景デザイン保全区域 等
東大谷	圓山山麓 東大谷参道 園池 音楽堂周辺	<ul style="list-style-type: none"> 八坂を象徴する歴史的・文化的資源が集積し、名勝円山公園の風致景観を形成する重要な地域であることから、地下に埋蔵される遺構も含め、所有者と協議の上、適切な管理を図る。 	歴史的風土保存区域 歴史的風土特別保存地区 近景デザイン保全区域 清水寺周辺特別修景地域 等
産寧坂	音楽堂周辺	<ul style="list-style-type: none"> 産寧坂伝統的建造物群の特性である、高台寺表門から名勝円山公園までに連なる、高台寺塔頭群とその土塀、数奇屋風の茶屋や和風邸宅が形成する風致景観を、所有者と協議の上、適切に管理する。 	歴史的風土保存区域 産寧坂地区伝統的建造物群保存地区 眺望景観視点場（面） 等
高台寺	音楽堂周辺	<ul style="list-style-type: none"> 八坂を象徴する歴史的・文化的資源が集積し、名勝円山公園の風致景観を形成する重要な地域であることから、地下に埋蔵される遺構も含め、所有者と協議の上、適切な管理を図る。 	歴史的風土保存区域 歴史的風土特別保存地区 清水寺周辺特別修景地域 近景デザイン保全区域 埋蔵文化財（高台寺境内（雲居寺跡）） 等
華頂山・圓山	圓山山麓 園池	<ul style="list-style-type: none"> 名勝円山公園の背景を構成する重要な要素として、地形、植生を適切に管理する。 園地からの眺望景観の重要な要素として、隣接する圓山山麓とともに、一体的な植栽、植生の管理を図る。 	歴史的風土保存区域 歴史的風土特別保存地区 近景デザイン保全区域 等
清水寺周辺	東大谷参道 園池 祇園枝垂桜周辺 音楽堂周辺	<ul style="list-style-type: none"> 名勝円山公園とは隣接していないが、青蓮院・知恩院から、園池、祇園枝垂桜、音楽堂を経て、清水寺に至る趣のある景観を保全するため、散策路の連続性を図るなど、所有者と協議の上、適切な管理を図る。 	歴史的風土保存区域 歴史的風土特別保存地区 清水寺周辺特別修景地域 近景デザイン保全区域 等



図 44 名勝円山公園指定範囲

出典：京都市資料を基に作図